USPTO、PTAB 審理開始判断に関する運用の変更を公表

2026 年 11 月 17 日
JETRO NY 知的財産部
角張、赤木

USPTO は、11 月 10 日、特許審判部（PTAB）審判官に向けたメモを公表し、2025 年 10 月に開始された PTAB における審理開始決定に係る判断プロセスについて運用を変更する旨公表[1]した。

本運用変更は、9 月 29 日開催の上院司法委員会知的財産小委員会の公聴会でスクワイヤーズ長官によりその予定が説明[2]されていたものであり、11 月 16 日付で、まだ審理開始の判断がなされていない全ての当事者系レビュー（IPR）と付与後レビュー（PGR）に対して適用される。

スクワイヤーズ長官が 2025 年 10 月に公表した PTAB 審理開始決定手続に関するメモ[3]により、PTAB における IPR・PGR の審理開始決定に関する権限は USPTO 長官に集約・一本化され、①裁量要素、②実体要素・法定要素ともに、3 名以上の審判官と協議した上で長官が決定することとされていた。

今般公表された運用の変更により、PTAB における審理開始決定手続に関して、①裁量要素に基づき USPTO 長官が判断を行った後に、②実体要素・法定要素に基づき 3 名の審判官が判断、審理開始決定[4][5]を行うことになる。

スクワイヤーズ長官は、2025 年 6 月時点では裁量による審理開始拒否割合が 60%に上っていたものの、本年 9 月には同割合が 15%程度に留まっており、審理開始決定に関する判断実務について、レビュー当事者における理解が醸成され、定着していると説明している。また、これまで審理開始判断に関し PTAB 審判官と協議を重ねる中で、審判官による②実体要素・法定要素に基づく分析・判断内容について信頼を深めたとし、同判断についてはその技術的・専門的な知見に委ねるのが適当であると説明している。

なお、今般公表されたメモでは、審理開始判断に関する PTAB 審判官への上述した権限の移譲は、法律により USPTO 長官に委任された権限を喪失させるものではないと説明されている。

（以上）

---

[1] USPTO Director returns to the PTAB merits-based considerations involved in making IPR and PGR institution decisions

[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2026/20261002.pdf

[3] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20251019.pdf

[4] PTAB 審判官は、審理開始決定通知の中で、②実体要素・法定要素に関する主要な検討結果の簡潔な説明は必要とされるものの、全ての無効主張理由について詳細に言及する義務は負わない。

[5] 審理開始決定後の実体審理に際しては新たな審判官によるパネルが設置されることとなり、審理開始決定に関与した審判官が参画することはない。